

## 市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー・創エネルギー機器導入を支援するために、市が行う補助制度「市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって本市における低炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

### (補助金交付の対象機器及び補助金交付額)

第2条 補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

### (補助対象費用)

第3条 補助金交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト補助金交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に定める。

2 補助対象費用が前条に定める補助金交付額以下の場合は、補助金交付の対象とならない。

### (申込方法)

第4条 補助金の交付を申込み者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式1）に必要事項を記載し、要領に従って申込まなければならない。

### (申込者の要件)

第5条 前条に定める申込者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市民である者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者）、又は市内に居住する予定のある者
- (2) 札幌市税を滞納していない者
- (3) 同一年度内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下、同じ。）又は所有する市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。
  - イ 市内にある対象機器付き住宅（新築分譲集合住宅を除く。）を購入し、自ら居住しようとする者。
- (5) 太陽光発電、エネファーム及びガスエンジンコジェネレーションシステムの補助金を申込み場合、札幌市エコエネクラブ（J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、二酸化炭素削減事業を行う任意団体）への入会意思を示す者

### (工事着手又は購入契約の制限)

第6条 対象機器の購入日若しくは設置工事着手日、又は対象機器付き住宅購入日は、次の各

号のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 前条第4号のアに掲げる者は、要領に定める工事着手指定日以降に、対象機器の設置工事に着手すること。ただし、工事を伴わない場合は、対象機器の購入日が工事着手指定日以降であること。
- (2) 前条第4号のイに掲げる者は、要領に定める工事着手指定日以降に、対象機器付き住宅を購入契約すること。

(同時申込みの制限)

第7条 対象機器の補助申込みは、同一年度1世帯につき1回限り、かつ1回の申込みにつき4機種同時申込みを認めるものとする。ただし、1機種につき1台に限る。

- 2 申込者が、計画中止のため第10条による計画変更・中止届(様式4)を提出した場合、及び第8条による抽選により落選した場合は、再度の申込みを認めるものとする。

(交付予定者の選定)

第8条 市長は、申込者が多数の場合は、補助金の交付を申請することができる者(以下「交付予定者」という。)を、抽選により選定する。ただし、全ての申込者に対し補助金の交付が可能な場合は、全ての申込者を交付予定者とし、抽選を行わない。

- 2 市長は抽選の有無にかかわらず、全ての申込者に選定の結果を通知する。

(手続代行者)

第9条 申込者及び交付予定者は、この要綱に定める申込み及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

- 2 前項に定める申込み及び交付申請手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という)は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段により行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(計画の変更及び中止)

第10条 交付予定者は、申込内容を変更する場合、又は対象機器の設置を中止する場合、計画変更・中止届(様式4)を市長に提出しなければならない。ただし、計画変更による補助金の交付予定額の増額並びに対象機器の変更及び追加は認めない。

(補助金交付申請及び完了届)

第11条 交付予定者は、機器の設置が完了し、工事代金の支払いが終了した後に、補助金交付申請兼完了届(様式2)に別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった交付予定者に対する第8条の選定結果は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第12条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届(様式2)の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書(様式5)により、交付予定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、交付予定者に対して是正措置を求めることができる。

3 市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式5)により、交付予定者へ通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第13条 前条第1項に規定する補助金交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金請求書(様式6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第16条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第16条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、交付予定者又は交付決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(近隣住民への配慮)

第17条 対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、そ

の効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する（以下「処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書（様式8）により申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、交付決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、次のとおり算定した額を返還させることができる。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left( 1 - \frac{\text{対象機器使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

※ 対象機器使用期間：補助決定対象者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数をいう。使用期間が1年を超える場合は1年を365日として算定し、1年未満の場合は実日数で算定する。

- 5 交付決定者は、第3項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書（様式9）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第19条 この要綱による補助金交付を受けた者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

（雑則）

第20条 この要綱に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
太陽光発電	太陽電池モジュールの出力1kWあたり45,000円。 ただし、9.99kWを上限とする。
エネファーム（家庭用燃料電池）	150,000円
ガスエンジンコージェネレーションシステム	70,000円
地中熱ヒートポンプ	対象機器の購入及び設置に要する費用（税抜き）に3/10を乗じた額。ただし200,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	対象機器の購入及び設置に要する費用（税抜き）に3/10を乗じた額。ただし100,000円を限度とする。
木質バイオマスストーブ	ストーブ本体価格（税抜き）の1/2（上限100,000円）。 ただし、本体価格が100,000円未満の場合は補助対象外とする。
HEMS （ホームエネルギーマネジメントシステム）	20,000円 ただし、対象機器の購入及び設置に要する費用（税抜き）が60,000円未満の場合は補助対象外とする。
定置用蓄電池	蓄電池容量1kWhあたり40,000円。 ただし、4.00kWhを上限とする。

※ 太陽光発電は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点第3位以下を切り捨て）で算出し、上限を9.99kWとする。

※ 定置用蓄電池の蓄電池容量（定格容量）は、小数点第2位以下を切り捨てとする。

※ 複数の対象機器による補助申請を行う場合、その補助額を合算する。

※ 補助金額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

※ 各対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

別表2 補助金交付申請兼完了届（様式2）の添付書類

添 付 書 類	
1	市民税納税証明書及び固定資産税納税証明書
2	住民票（世帯全員のもの）
3	対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が判る見積書等（支払金額と一致しているもの）（設置工事を伴わない機器は不要）
4	工事内容・工事金額証明書（様式3）（3の金額と一致していること。） （設置工事を伴わない機器は購入の領収書の原本）
5	機器の保証書の写し又は新品を設置したことを証明できる書類（機種がわかるもの）
6	機器設置写真
7	新エネルギー・省エネルギー機器導入に関するアンケート（様式10）
8	札幌市エコエネクラブ入会申込書 ※1
9	電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は余剰配線であることがわかる「単線結線図」 ※2
10	電力会社へ提出した「低圧発電設備 系統連系・電力購入申込書」、又は余剰配線であることがわかる「単線結線図」 ※3
11	電力会社が発行する「太陽光発電の検針連絡票」（申請年度の4月以降の1ヶ月分のみ） ※4
12	その他市長が必要と認める書類

※1 太陽光発電、エネファーム及びガスエンジンコージェネレーションシステムの場合のみ

※2 太陽光発電の場合のみ

※3 エネファーム及びガスエンジンコージェネレーションシステムの場合のみ

※4 定置用蓄電池を太陽光発電と同時に申請しない場合のみ

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電	17年
エネファーム（家庭用燃料電池）	6年
ガスエンジンコージェネレーションシステム	6年
地中熱ヒートポンプ	13年
太陽熱利用システム	15年
木質バイオマスストーブ	6年
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	5年
定置用蓄電池	6年